熊石小学校いじめ防止基本方針

令和３年　４月　　策定
令和５年　４月一部改訂
令和６年　４月一部改訂
令和７年　４月一部改訂

この方針は、いじめ防止対策推進法(平成 25 年法律第 71 条)第 13 条により、八雲町立熊石小学校の全ての児童が安心して充実した学校生活を送ることができるよう、いじめ未然防止等のための対策を総合的かつ効果的に行うことを目的として策定しました。（平成 29 年 4 月）

１　いじめの定義といじめに対する本校の方針

ーいじめ防止対策推進法 総則 第２条ー
「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童が在籍する学校に在籍している等当該児童と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童が心身の苦痛を感じているものをいう。

上記の考えのもと、本校では全ての職員が「いじめは、どの学校・どの学級でも起こりうるものであり、いじめ問題に全く無関係ですむ児童はいない。」という基本認識にたち、全校児童が「いじめのない明るい学校生活」を送ることができるように、全ての児童を対象に、いじめに向かわせないための未然防止・早期発見・早期対応に取り組みます。

○いじめ防止のための５つの基本姿勢
①いじめは許さない・見過ごさない姿勢を貫く。※課題予防的生徒指導（課題早期発見対応）
②児童一人一人の自己有用感を高め、自尊感情を育む教育活動を推進する。
③成長を促す指導等（発達支持的生徒指導、課題未然防止 教育）の積極的な生徒指導を充実させる。
④いじめの早期解決のために、当該児童の安全を保証するとともに、学校だけでなく、各種団体や専門家と協力して解決に当たる。
⑤家庭や地域、関係機関と連携した取組を行う。

２　いじめの未然防止のための取組

（１）いじめを許さない、見過ごさない姿勢を貫く。※課題予防的生徒指導（課題早期発見対応）
児童一人一人が認められ、お互いに相手を思いやる雰囲気づくりに学校全体で取り組む。また、教師一人一人が分かりやすい授業を心がけ、児童に基礎・基本の定着を図るとともに学習に対する達成感・成就感を育て、自己有用感を味わい自尊感情を育むことができるように努める。
道徳の時間には命の大切さについての指導を行う。また、「いじめは絶対にゆるされないことである」という認識を児童がもつように教育活動全体を通じて指導する。
同時に、児童生徒のSOSを出す力の獲得と教職員の児童生徒の変化に気付きSOS を受け止める力の向上、及び教育相談体制の充実するような学級経営を行う。

（２）児童一人一人の自己有用感を高め、自尊感情を育む教育活動を推進する。
～複式（や異学年とのかかわり）の共有効果を生かした児童活動の推進～
①異学年同士がかかわり合う場を意図的に広げていくことで、児童は自他の理解を深め、課題意識をもって生き生きと活動し、異年齢相互の学び合いを深めていくことができる。
②児童生徒にとって学校が安全・安心な居場所となるための「魅力ある学校づくり」と「分かりやすい授業」の工夫をすること、自尊感情を高めることができる。
③様々な活動を通して、低学年は楽しさに代表される満足感を、高学年は下級生が楽しんでいるこ

とを見守るような、あるいは意思の疎通が図れ、企画が達成したという達成感を味わえる。

3　いじめの早期発見・早期解決に向けた取組

（1）いじめの早期発見のために、様々な手段を講じる。

①「いじめはどの学校でも、どの児童にも起こりうるものである」という基本認識に立ち、全ての教職員が児童の様子を見守り、日常的な観察を丁寧に行うことにより、児童の小さな変化を見逃さない鋭い感覚を身につけていくことが必要である。

②おかしいと感じた児童がいる場合には、教職員相互に気付いたことを共有し、より多くの大人の目で当該児童を見守る。

③様子に変化が見られる場合には、教師が積極的に働きかけを行い、児童に安心感をもたせるとともに、問題の有無を確かめ、解決すべき問題がある場合は、個別相談や家庭訪問などをして児童の悩みを聞き、問題の早期解決を図る。

④「いじめに関するアンケート」を実施し、児童の悩みや人間関係を把握し、いじめのない学校をめざす。

⑤４月・９月・２月に教育相談期間を設定し、各担任は児童と個人面談を行い、学校生活や人間関係での悩みなど把握し、指導に役立てる。

（2）いじめの早期解決のために、全職員が一致団結して問題の解決に当たる。

①いじめの問題を発見したときは、全職員が一致団結して問題の解決にあたる。

②情報収集を綿密に行い、事実確認をした上で、いじめられている児童の身の安全を最優先に考え、いじめている児童に対しては毅然とした態度で指導にあたる。

③傍観者の立場にいる児童たちにも、いじめているのと同様であるということを指導する。

④学校内だけでなく、各種団体や専門家と協力して解決にあたる。

⑤いじめられている児童の心の傷を癒すために、養護教諭や特別支援教育支援員と連携を取りながら、指導を行っていく。

⑥家庭との連携をいつも以上に密にし、学校側の取組についての情報を伝えるとともに、家庭での様子や友達関係についての情報を集めて指導に生かす。

4　いじめに対する措置

（1）いじめが起こった場合の組織的対応の流れ

①日常の観察・アンケート・教育相談・周りの児童の訴え等の情報収集

②情報を得た教職員は、担任、生徒指導担当に報告

③生徒指導担当は教頭に連絡　教頭→校長

④校長は、いじめ防止対策委員会を招集・指揮する。

【いじめ防止対策委員会の動き】
報告・共通理解→調査方針・分担決定→調査班編成（生徒指導担当、担任、養護教諭等事案の状況により決定）
報告・事実関係の把握（いじめの認知）→指導方針の決定、指導体制の編成→対応班編成（担任、その他教職員等事案の状況により決定）

⑤いじめ防止対策委員会の動きを職員会議等で報告・共通理解を図る。

⑥適宜関係保護者へ連絡。

⑦教育委員会への報告（必要に応じて支援を乞う）

⑧対応班によるいじめ解消に向けた指導

⑨継続指導・経過観察

⑩解消

⑪再発防止・未然防止活動

5　いじめの未然防止に向けた校内体制

（1）学級実態交流会の実施

年３回、全教職員で各学級の生活と学習の実態について交流の場をもつ。特に問題行動を有する児童については、現状や指導についての情報の交換及び共通行動について話し合う。

（2）家庭や地域、関係機関と連携したいじめ防止対策委員会を組織する。

緊急な生徒指導上の問題が発生した場合は、その場の適切な処置をとるとともに教頭へ報告する。教頭は校長へ報告し、校長の指示により敏速にいじめ防止対策委員会を組織し、対処する。緊急に委員会を組む際に参加するメンバーは以下のとおりである。

校長、教頭、支援部長、当該学級担任及び関係教職員、養護教諭。状況に応じてＰＴＡ会長、学校運営協議会員

（3）いじめ未然防止の取組に係る年間指導計画

月	未然防止・早期発見の取組	備　考　（期待される効果等）
4	○いじめ防止対策会議 ○いじめ対応チェックリストの活用	指導方針、指導計画について 道徳科の授業実践（通年）
5	○いじめに関わるアンケート① ○学級実態交流会①	道教委いじめ調査 個々の実態把握、問題行動を有する児童の把握
6	○運動会行事等との関連	異学年との活動の共有効果
7	○八雲町スクールカウンセラーとの連携 ○ほっと① ○教育相談① ○児童アンケートの実施	町SCを招聘し、職員研修を実施 町SCによるピア・サポート学習実施 児童との個別面談 個々の実態把握　※学校改善プランとまとめて
8		
9	○八雲町スクールカウンセラーとの連携	町SCを招聘し、職員研修を実施 町SCによるピア・サポート学習実施
10	○いじめに関わるアンケート② ○学習発表会行事との関連 ○児童アンケートの実施 ○スクールカウンセラーによる研修	道教委いじめ調査 役割演技や係活動等を通じた共有助け合い効果 個々の実態把握　※学校改善プランとまとめて 専門家によるいじめ未然防止の研修
11	○学級実態交流会②	個々の実態把握、問題行動を有する児童の把握

12	○ほっと② ○教育相談② ○教職員・保護者アンケートの実施	 児童との個別面談 個々の実態把握
1	○児童アンケートの実施 ○学校評価会議	個々の実態把握　※学校改善プランとまとめて いじめ問題への対応に関する評価
2		
3	○卒業に向けた取組 ○入学に向けた取組	目上に対する信頼と進級に向けた心がまえの構築 新しい仲間を迎える心がまえ等の構築